

平成 22 年 11 月 29 日

各 位

財団法人 日本船員福利雇用促進センター

三電通免許を取得するための海技免許講習(救命講習及び消火講習)のご案内

海技免許講習(救命講習及び消火講習)を下記により実施します。この講習は当センターが国土交通大臣の登録を受けた講習として実施するものです。

ご既承のとおり日本籍外航船舶に兼務通信長として就労するために必要とされている三級海技士(電子通信)(以下「三電通」という)免許を外国人が取得するためには船舶職員として 6 ヶ月間以上の乗船履歴を求められることの他に、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 総務省が所管する第三級海上無線通信士(三海通)免許と船舶局無線従事者証明書(新規訓練)の取得。
- ② 国土交通省に登録された海技免許講習の受講。
- ③ 国土交通省が所管する国家試験(筆記試験[5 級海技士(航海)のレベル]・身体検査)の合格

この度、ご案内する講習は上記②に該当する講習であり、この講習を受講することにより日本の海技免許である三電通免許の取得が可能となります。

そのため、本講習の受講をご希望の向きは別添の受講申込書(見本)を利用して当センターマニラ事務所宛にお申し込み願います。

但し、平成 21 年度から、本講習は以下のとおり内容を変更しておりますので、ご注意願います。

- ・わが国政府が STCW 条約に基づく承認取極締約国である、フィリピン、ベトナム、トルコ、インドネシア、インド、マレーシア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラディッシュ、韓国、英国およびパキスタンの 16 カ国が発給する STCW 条約 2-1 規則、2-2 規則、3-1 規則または 3-2 規則に基づく資格証明書を受有する者を対象とすること。
- ・本講習に関する基準の変更にともない、講習時間を軽減する措置を取る。

なお、本件について、ご質問などありましたら、本部事務局(Tel: 03-3544-7706)までお問い合わせ下さい。

記

1. 実施する講習の内容： 救命講習及び消火講習

2. 講習実施日時

①平成 23 年 1 月 20 日(木) 17:30~19:30

3. 受講申込書提出期限： 平成 22 年 12 月 10 日(金)

各社のご担当者は、上記期日までに後述 7 に規定する受講申請書類を取り纏めて、当センター本部宛(東京)にご提出ください。

(注意) 今回の講習はインドで開催されます。そのため、本講習の受講申込の宛先は、弊センター本部事務所(東京)です。ご注意ください。

➤ 財団法人 日本船員福利雇用促進センター

〒104-0044

東京都中央区明石町 1 番 29 号掖済会ビル

Tel: 03-3544-7706 E-mail : iqd@secoj.com

4. 登録海技免許講習の概要及び受講要件

コース	船長及び航海士	機関長及び機関士
講習時間	1 時間(任意講習)(注) + 1 時間(救命・消火講習の 修了試験)	1 時間(座学) + 1 時間(救命・消火講習の 修了試験)
受講要件	STCW 条約Ⅱ/1 またはⅡ/2 規則に基づく資格を有していること。	STCW 条約Ⅲ/1 またはⅢ/2 規則に基づく資格を有していること。
講習費用(1 人当たり)	船主協会等関係団体と調整の上、後日決定してご連絡申し上げます。	

(注) 船長／航海士の講習時間(任意)について

- ・船長／航海士は、修了試験に合格すれば修了証明証が発給されますが、機関長／機関士の免許講習は、1 時間の座学を受講した上で修了試験に合格することが必要です。
- ・このため、機関長・士のための講習時間を利用して、船長／航海士のための任意講習を用意します。

5. 実施場所： The Residence Hotel Convention Center

Saki Vihar Road, Before Vihar Lake, Powai, Mumbai - 400 087 India

TEL : 91-22-2857-5000, 91-22-2857-8686 FAX : 91-22-2857-1195

6. 講習の実施者：財団法人 日本船員福利雇用促進センター
東京都中央区明石町 1 番 29 号掖済会ビル
Tel: 03-3544-7706

7. 受講の申し込み方法

(1) 受講申込書

別添の記入例を参考にして「申込書」の内容を全て記入し、2. の受講申込みの締め切り日時までに**当センター本部事務所(東京)宛**に E-mail にて提出して下さい。

- 「申請書」の生年月日には 1978 年 6 月 1 日生まれであれば、1978/06/01 と入力願います。

(2) 受講申込書以外に必要な書類

次の書類につきましては前述の締切日までに、**当センター本部事務所(東京)宛**に**郵送**で送付して下さい。

- ① 受講申込書
- ② STCW 条約Ⅱ/1 規則、Ⅱ/2 規則、Ⅲ/1 規則又はⅢ/2 規則に基づく証書(ライセンス)のコピー(1 通)
- ③ 受講者本人のパスポートのコピー(1 通)
 - パスポートの写しの写真部分が他の書類の写真と客観的に照合できるかどうかを確認します。
- ④ 写真(6 ヶ月以内・無帽・正面・上半身 1/3 無背景、縦 4.5cm×横 3.5cm) 2 枚
 - 写真の裏にローマ字で名前を記入して下さい。
 - 他の書類の写真と客観的に照合できるかどうかを確認します。

(注意) 書類審査において、写真に関する以下の不備が散見されることがありますのでご注意願います。(この写真で免許講習修了証明書が発給されますので、受講者の写真について各社の担当者にて今一度確認願います)

- 規定の大きさでない(縦 4.5cm×横 3.5cm を厳守すること)
- 規定の大きさだが顔だけ(上半身 1/3 の撮影を厳守すること)
- 2 枚の写真が同一でない(同一の写真であることを厳守すること)
- 色が薄い(なるべく最新の良質な写真を使用すること)
- 画像が不鮮明である(同上、スナップ写真等を使用しないこと)

注) 上記①から④までの書類を郵送する際は、書類が他の受講者のものと混ざらないように、受講者毎にクリップ留めをお願いします。

8. 免許講習修了証明書の発給基準:

機関長・士にあつては、講習(1 時間)を受講し、船長・航海士にあつては講習の受講は任意ですが、修了試験(消火講習および救命講習)においてそれぞれ 100 点満点中の 60 点以上を正解す

れば、免許講習修了証明書が発給されます。

なお、修了証明書は、救命・消火双方の修了試験に合格することが必要です。

9. 受講当日の注意事項

- 受講当日は、受講者確認のため、当センター発行の受講票が必要ですので、受講者に必ず携行させてください。
- 講習当日は混乱等を避ける為、必ず各船社の担当者(現地 STAFF 可)が自社の受講者を講習会場まで引率願います。
- 講習開始時間の、遅くとも 15 分前までには集合願います。

10. 受講等の料金:

船主協会等関係団体と調整の上、後日決定してご連絡申し上げます。

受講料は、受講後に指定口座への銀行振込によりお支払い頂きます。

以 上